

第2節 環境に配慮した自主的行動と協働の推進

1. 現況と課題

現在の環境問題は、人間のあらゆる活動がもたらす環境への負荷が自然の持つ復元能力を上回っていることから生じており、この解決のためには、県民、事業者などあらゆる主体が、日常生活や事業活動において環境への配慮を行うとともに、環境保全のための活動に取り組んでいくことが必要です。

県民を対象に行ったアンケート調査（22年12月実施）によると、環境保全のために日常生活で行っていることでは「節電」など個人に経済的メリットのあるものはよく行われていますが、実際に環境保全活動に参加した経験のある人は、回答者の14.6%に留まっており、環境問題への関心の高さにも関わらず、実際の活動への参加には、十分結びついていません。

さらに、県内各地で、様々な環境保全活動が、自治会・PTAなどの地域団体や環境保全を目的とする市民活動団体により、自発的に行われていますが、多くの団体においては、より一層の活動拡大の意欲があっても、活動資金や運営スタッフの不足などにより、なかなか実現できない状況にあります。

事業者においては、環境に関するマネジメントシステムである*ISO14001・*エコアクション21の認証取得や*企業の社会的責任(CSR)として自主的に環境保全活動に取り組むことが求められているものの、コスト削減を最優先する考え方も根強く、また、消費者の理解や評価も十分とはいえない状況があり、そのような取組が事業者全体に広がっているとはいえません。

環境保全に関する取組は、それぞれが独立して行われるのではなく、各々の持つ人材や情報を交流し、協働して実施されることにより、より一層効果的なものとなることが期待されます。

このため、各主体間のネットワークづくりを進めていくことが重要です。

2. 県の施策展開

(1) 環境配慮の普及と県の率先行動の推進

京都議定書の基準年（1990年）に比べ、2008年では、温室効果ガス部門別排出量のうち、民生（家庭系・事業系）部門の伸び率がそれぞれ45.5%、81.7%と大きくなっており、環境に配慮したライフスタイルやワークスタイルへの転換が求められています。

このため、環境に配慮した事業活動を推進する仕組みとなる環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21等）の構築を支援するとともに、県自らが率先して、事務・事業から排出される温室効果ガス排出量の削減を実行することにより、地球温暖化防止対策の推進を図っています。

ア 環境マネジメントシステム

(ア) 県の環境マネジメントシステムの構築

近年、地球規模の環境問題や都市・生活型の環境問題への対応が大きな課題となっている中で、県民や事業者が環境に配慮した行動を実践し、現在の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを環境負荷の少ない循環型社会へ変革していくことが必要とされています。

そこで、県民や事業者に環境に配慮した自主的な取り組みを促す立場として、自ら率先してISO14001を適用した環境マネジメントシステムを構築し、13年4月からその運用を開始し、環境保全対策の計画的かつ総合的な推進及び日常活動や事業活動に伴う環境負荷のより一層の低減に努めています。

なお、14年2月には、知事部局の本庁及び出納局を登録範囲にISO14001の認証を取得し、23年2月に更新しました。

(イ) 県の環境マネジメントシステムの概要

a 策定

13年3月、「千葉県地球環境問題連絡会議（副知事を会長に、各部長で構成）」で審議を行い、知事により決定しました。

b 適用範囲

このシステムは、県の全ての機関（本庁及び

出先機関)が行う事務・事業を対象としています。

c 環境方針

県の事務・事業活動に伴う環境負荷を低減して環境保全を図るため、「千葉県環境基本条例」や「千葉県環境基本計画」の基本的考え方等を踏まえ環境方針を定め、文書化して全職員へ周知するとともに、広く一般に公表しています。

環境マネジメントシステムの基本的な方針として、

- ・環境保全施策の計画的・総合的な推進
- ・日常活動における環境負荷の一層の低減
- ・事業活動における環境影響の一層の低減等を掲げています。

d 環境目的

環境方針を実現するため、環境目的として「電気等のエネルギーの削減」や「紙類の使用量の削減」、「廃棄物の削減」等 23 項目を設定しています。

e 目標の設定

環境目的の具体的な達成度を評価するための指標である目標として、44 項目を設定しています。主な目標は次のとおりです。

- (a) 日常活動における環境負荷の一層の低減
 - ・電気の使用量を 12 年度に比べて、22 年度までに 5%削減する。
 - ・コピー用紙及び外部に発注する印刷物の紙使用量を 13 年度に比べて、22 年度までに 25%削減する。
 - ・本庁舎における一般廃棄物の発生量を 12 年度に比べて 22 年度までに 5%削減する。
 - ・事務用品における環境配慮物品の調達率を 22 年度までに 100%とする。
- (b) 事業活動における環境影響の一層の低減
 - ・県公共事業のアスファルト・コンクリート塊の再資源化率を 25 年度までに 100%とする。
 - ・県公共事業の建設発生土の有効利用率 90%以上とする。
 - ・延床面積が一万㎡以上の大規模施設を管理運営委託する場合には、「環境に配慮した管理運営計画」を委託者に提出させる。

f 実施体制の確立

本システムの着実な運営を図るため、環境管理責任者(環境生活部長)、環境活動責任者(各部局庁の長)、環境活動推進員(全所属長)を設けました。

g 研修の実施

環境目的及び目標を実現するためには、職員一人ひとりの自覚と日常的な努力が特に重要なことから、各部局庁に環境研修責任者を、また全所属に環境研修推進員を置き、各所属において一般職員研修等を実施しました。

h 環境監査と知事による見直し

環境監査員(県職員)による環境監査を実施して、各部局庁の運用実績を評価するとともに、知事による見直しを行い、システムの継続的な改善を図ります。

i 運用実績の公表

運用実績は、毎年度、インターネットなどを通じて広く一般に公表します。

(ウ) 環境マネジメントシステムをめぐる動き

環境マネジメントシステムの国際的な標準規格である ISO14001 は 8 年に規格が発行されて以来、我が国の認証取得件数は着実に増加しており、(財)日本適合性認定協会のデータによると、23 年 3 月末現在で 20,245 件となっています。

また、県内の認証取得件数は、23 年 3 月末現在で、493 件あります。

なお、環境マネジメントシステムには、ISO 14001 の他に、環境省が策定したエコアクション 2.1 (県内認証取得件数: 23 年 3 月末 176 件) や、地方自治体、一般社団法人、特定非営利活動法人などが策定したもののうち、全国規模のものとしてエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードがあります。

イ. 千葉県庁エコオフィスプラン(県自らの取組)

(ア) 策定の趣旨

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条(20 年 6 月 13 日付けの法改正により現在は第 20 条の 3)の規定により、県自らの事務・事業による温室効果ガスの排出削減等に向けた取

組を計画的に実行するための「千葉県地球温暖化防止対策実行計画」を14年8月に策定しました。この計画の期間終了（18年度）に伴い、これまでの実績を踏まえて「千葉県庁エコオフィスプラン～千葉県地球温暖化防止対策実行計画（第2次）～」を策定し、引き続き取組の推進に努めます。

（イ）実行計画の概要

○計画の期間：18年度から22年度までの4年間

○計画の基準年度：12年度を基準年度とする

○計画の対象

- ・対象とする温室効果ガス
 - ①二酸化炭素、②メタン、③一酸化二窒素、④ハイドロフルオロカーボン
- ・対象とする組織・事務事業の範囲

原則として、県の全ての機関において実施する事務・事業を対象とする。

なお、警察業務の一部については、それらの業務の特性を考慮し、排出量算定に含めない。

○目標

- ・温室効果ガス削減の目標

温室効果ガス排出量を12年度（二酸化炭素換算量195,254トン）に比べ、22年度までに8%削減する。
- ・項目別の削減目標

項目	目標
電気使用量	電気使用量を5%削減する。
庁舎等燃料使用量	庁舎等における都市ガス、灯油、重油等の燃料使用量を15%削減する。
公用車燃料使用量	公用車燃料（ガソリン及び軽油）の使用量を15%削減する。

○取組内容

環境マネジメントシステムに基づく取組を基本とし、特に、低公害車の導入推進及び職員の一層の意識向上を図る。

○推進と点検・評価

環境マネジメントシステムの体制を活用し、実施及び運用、職員に対する研修、点検及び是正措置等を講じ、計画の推進を図る。

ウ. その他の取組

上記取組の他、公共施設でのESCO事業や新エネルギーの率先導入などを行っています。

（P34「新エネルギーの導入促進等」「県自らの率先行動の推進」参照）

（2）環境保全活動の推進

ア 環境月間

昭和47年6月、スウェーデンのストックホルムで、「かけがえのない地球」をスローガンに国連人間環境会議が開かれ、人間環境を守り良くするための共通の考え方を示した「人間環境宣言」が採択され、地球環境を守るための国際機関の設置が決められました。

これを受けて我が国では環境庁の主唱により昭和48年から、6月5日からの1週間を「環境週間」に、平成3年からは6月を「環境月間」とし、さらに5年には環境基本法により6月5日が「環境の日」と定められました。

（ア）千葉県環境月間行事の実施

県では、昭和48年から6月を「千葉県環境月間」としています。この一環として、ポスター、作文、標語の作品を募集し、千葉県環境月間啓発ポスターの作成、啓発を行っています。また、県内各地で開催される環境月間行事を紹介し、環境保全の重要性について県民の理解を求めました。

（イ）環境功労者の表彰

環境保全功労者の表彰については、環境保全のために顕著な功労のあった者を環境保全功労者（千葉県環境賞）として昭和52年度から、地域環境保全に顕著な功績のあった者を地域環境功労者知事感謝状被贈呈者として昭和56年度からそれぞれ表彰していましたが、20年度に両表彰制度の見直しを実施し、千葉県環境賞は廃止し、新たに千葉県環境功労者知事感謝状を創設しました。

この表彰は、環境美化又は環境保全に関し顕著な功績のあった者に対し授与されます。

イ 千葉県環境大使による活動

21年8月6日、アルピニストであり、エベレストや富士山の清掃活動など、世界的に環境保全活動を繰り広げておられる野口健氏に初代千葉県環境大使を委嘱し、様々な環境施策や環境学習の場に御参加いただき、精力的に活動していただいています。

(ア) 環境教室の開催

県が行う環境学習の一環として、野口環境大使による環境教室を開催しました。

環境活動に熱心に取り組んでいる千葉市内の中学校(22年12月)と野田市内の小学校(23年1月)に、環境大使が訪れ、子ども達と環境活動を行いながら、環境保全の大切さについて意見交換を行いました。

(イ) 地域環境活動への参加

22年12月に市原市内で環境保全活動に熱心な小学校区の団体が行う活動に、野口環境大使が参加して意見交換を行いました。

(ウ) 講演会の開催

23年3月に千葉市内において、「富士山から日本を変える～清掃登山の現場から～」と題して講演会を開催しました。

当日は、野口環境大使から、自らの清掃登山活動を通して感じた環境保全活動の大切さについてお話しいただきました。

ウ 各主体との連携の促進

現在の環境問題の多くは、特定の活動により生じるものではなく、人間のあらゆる活動から生じる問題です。

このため、県民、関係団体、事業者、教育機関、市町村、県などあらゆる主体が、環境と人の関わりについて関心を持ち、理解を深め、立場に応じた役割分担のもとで、環境に配慮した行動を自ら考え、自ら取り組んでいくことが求められます。

既に県内各地域で、多くの県民、関係団体、事業者が、環境の保全活動に取り組んでいますが、相互の連携・協働を図り、地域から環境保全活動の輪を広げていくことが必要です。

このため、県では、NPOなどの活動を支援する施策や各主体との協働事業を推進しています。

(ア) ちば環境再生基金を活用した取組

ふるさと千葉の自然の保全と再生を行うためには、各主体の連携が重要であることから、県民総参加による「ちば環境再生基金」を(財)千葉県環境財団に設置しています。

基金の事業活動の一つとして、NPOなどが実施する県内での自然環境の保全と再生等の活動を公募し、助成を実施しています(P198「自然環境の保全と再生の推進」参照)。

(イ) 各主体との協働

県民、企業、関係団体、行政等が連携して、地域から環境保全活動の輪を広げていくことが重要であることから、環境シンポジウムやエッセを各主体からなる実行委員会形式で開催し、よりよい環境づくりを目指しています。

また、多様な主体の連携・協働の促進にも取り組んでいます。

平成22年度からNPOと企業が連携して地域活動などに取り組む事例を増やし、地域課題の解決や地域活性化が進むよう、企業とNPOのマッチングの機会を提供する「企業・NPOによるパートナーシップ事業」を実施しました。

22年度は全体で7件の事業が実施され、このうち環境分野では、東京ガス(株)千葉支店と環境パートナーシップちば及びNPO法人ちば環境情報センターの「温暖化防止に向けたエネルギー利用に関する学び会」(2件)、MADOショップ千葉花見川店とNPO法人サポート技術士センターの「地球温暖化防止に向けた啓発活動の協働実施」、利根コカ・コーラボトリング(株)と手賀沼森友会の「子ども森林楽校」の4件が実施されました。

エ 交流・情報交換の機会の提供

県民、関係団体、事業者、行政機関などの相互理解と連携・協働した環境保全活動の実施を促進するため、環境保全に取り組む多様な主体が集まるイベントを開催するなど、異なる立場

の人々が交流し情報を交換できる機会を提供しています。(P188「市民・NPO・企業・行政の連携」参照)

(3) 環境に配慮した事業活動の促進

ア 千葉県中小企業振興資金(環境保全資金)融資制度

(ア) 概要

県では、中小企業者等が行う環境保全のための取組に対し、必要な資金を融資するとともに、融資を受けた者の負担の軽減を図るために利子の一部を補助しています。

なお、21年度まで実施していた「千葉県中小企業環境保全施設整備資金」について、制度の見直しを図り、22年度から商工労働部の「千葉県中小企業振興資金」に統合し、その中に環境保全資金を創設しました。

23年3月末現在の融資対象、融資条件等は図表5-2-1のとおりです。

図表 5-2-1 融資対象・融資条件等(23年3月現在)

融資対象	<p>以下の16事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害防止のための事業 ①大気汚染防止 ②水質汚濁防止 ③地質汚染防止 ④地盤沈下防止 ⑤騒音・振動防止 ⑥悪臭防除 ⑦化学物質等汚染防止 ⑧アスベスト対策 ・環境負荷低減のための事業 ⑨地球温暖化防止 ⑩環境管理システム認証 ⑪低公害車 ⑫低公害車用燃料供給 ⑬粒子状物質対策 ⑭エコドライブ支援 ⑮容器包装廃棄物再商品化 ⑯敷地緑化
融資条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額 対象経費の90%以内 1 中小企業者等当たり5,000万円 ・融資利率 融資期間により利率が異なる 3年以下 年1.8%、3年超5年以下 年2.0% 5年超7年以下 年2.2%、7年超 年2.4% ・利子補給率 借入後5年間、融資利率の2分の1利子補給 ・融資期間 設備資金10年以内 運転資金7年以内(アスベスト対策、土壌汚染対策、建築物の屋上・壁面の緑化に限る) ・償還方法 割賦償還(据置期間1年以内)

(イ) 利用状況

22年度は低公害車の購入1件に対し融資を行い、融資総額は3,200千円でした(図表5-2-2)。

図表 5-2-2 中小企業振興資金(環境保全資金)融資利用状況

(融資額の単位:千円)

年度	区分	汚水処理施設等	低公害車等	地球温暖化防止施設	アスベスト除去工事	計
		20	融資件数	—	1	—
	融資額	—	7,550	—	—	7,550
21	融資件数	2	2	—	—	4
	融資額	60,000	24,936	—	—	84,936
22	融資件数	—	1	—	—	1
	融資額	—	3,200	—	—	3,200

※21年度までは中小企業環境保全施設整備資金の実績

イ 環境新技術推進制度(エコ・テク・サポート制度)

(ア) 制度の内容

多様化する環境問題に対応し、本県に適した環境改善対策について、民間の技術を広く活用して環境問題に積極的に取り組むこととして、9年11月に民間企業と共同研究等を進める環境新技術推進制度(エコ・テク・サポート制度)を創設しています。

対象とする環境新技術は公害防止技術、自然環境の維持回復、地球環境問題に関連する技術であって、実用化の見込みが高いもの、環境負荷が少ないもの、費用対効果が妥当なものであり、県の施策に合致し、本県に適応可能な技術としています。

対象者は民間の事業者であって、事業遂行に必要な技術面、資金面での能力を有するものを対象とし、県は、必要に応じて共同研究及び公開試験の機会の提供を行います。

(イ) 制度の運用

共同研究については、23年3月までに、廃棄物のガス化熔融技術、熔融スラグの石材化技術、

畜産堆肥のセメント製造過程での利用技術など7件を実施しました。

公開試験については、光触媒による大気浄化新技術及び手賀沼の水質改善に関する水質浄化技術について実施されています。

ウ 環境関連産業振興事業

今日の環境問題の克服のためには、環境への負担の少ない持続可能な経済社会を構築する必要があります。

その中で、環境関連産業は、21世紀において大きな成長が見込まれる新規成長分野で、特に雇用面や市場面での著しい成長が期待される産業です。

そこで、本県でも、環境関連産業における新事業創出の促進を図るため、産学官連携や企業間連携による新製品・新技術の研究開発を支援する人材を配置しています。

また、中小企業による新たなビジネスモデルの構築、市場開拓等の支援の一環として、20年度に助成制度（ちば中小企業元気づくり基金事業）を創設し、県内中小企業による環境関連分野の新技術開発等を支援しています。

（4）環境情報の提供

県では、各主体の環境に配慮した自主的行動と協働を推進するために、ホームページ、環境白書、パンフレット等を通じて、環境に関する情報をわかりやすく提供するように努めています（P205「環境情報の提供」参照）。

3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合（アンケート調査による）	36.0% (18年度)	14.6% (22年度)	70%以上 (30年度)
ISO14001 またはエコアクション 21 の認証取得事業件数	487 (18年度)	669 (22年度)	1000 (30年度)

《評価》

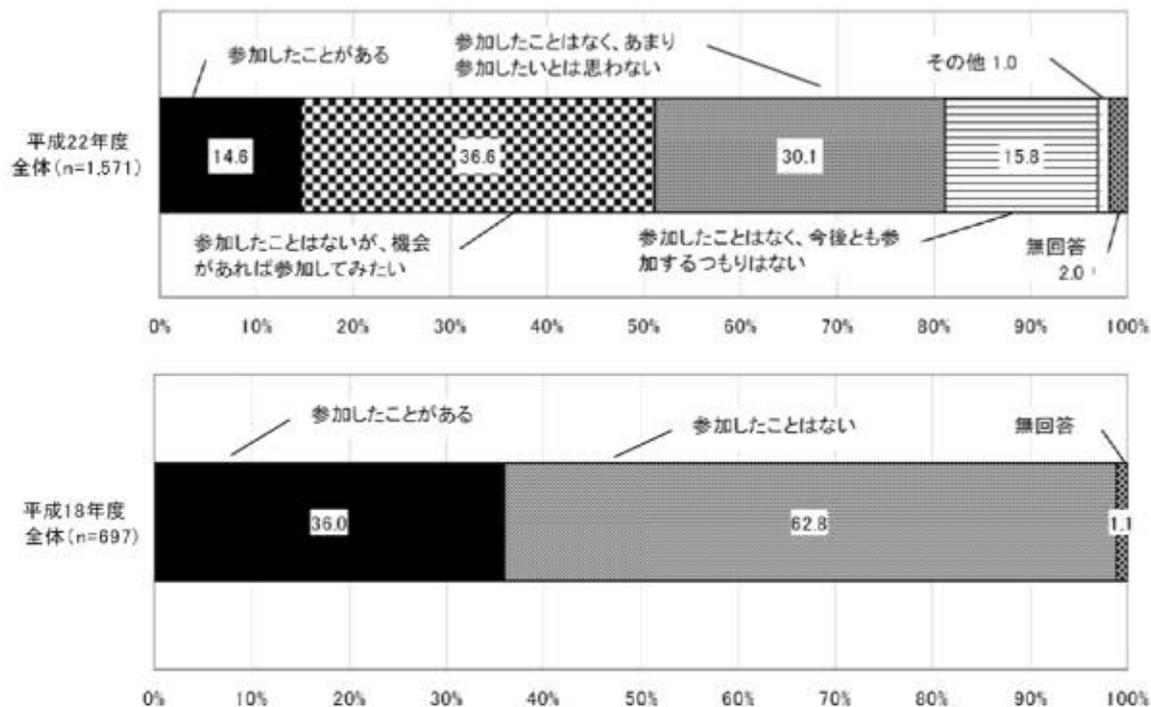
目標に向けて順調に進捗していない項目があり、目標の達成には今後の更なる施策の推進が必要である。

アンケート調査では、環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合は、14.6%であるのに対し、「参加したことはないが、機会があれば参加してみたい」と回答した県民の割合は、36.6%となっています。

このように、環境問題への関心は高いにも関わらず、これが実際の活動への参加に十分結びついていないという現状に対して、引き続き、これらの方々の参加を促進するため、環境保全活動の機会や情報の提供を積極的に行っていきます。

また、「ISO14001」又は「エコアクション21」の認証取得事業件数は、順調に増加しており、県内事業者の環境保全に対する意識は年々高まっています。

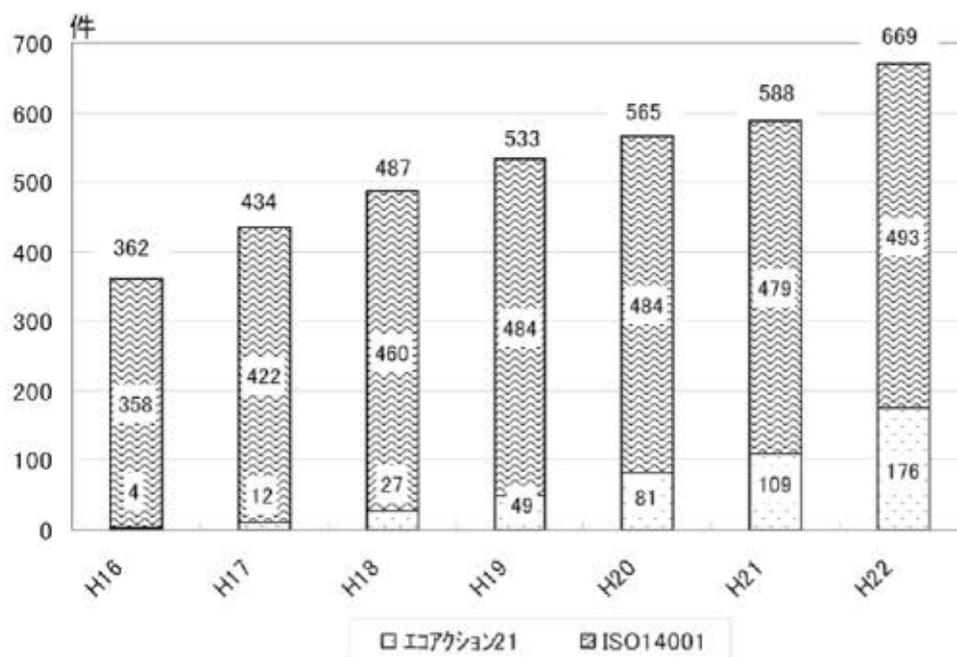
環境保全活動への参加状況アンケート結果



※ H18：環境基本計画策定基礎調査（標本数2,000 回収率34.9%）

H22：県政に関する世論調査（標本数3,000 回収率52.4%）

ISO14001 またはエコアクション21 の認証取得事業件数



第3節 「ちば環境再生基金」の充実と活用

1. 現況と課題

ちば環境再生基金は、「とりもどそう！ふるさとの自然」をスローガンに、千葉県民総参加による基金として14年に設置されました。

県民及び事業者の皆様の支援により、募金総額は11億円を超える基金に成長し、これまでにNPO環境活動助成事業や負の遺産対策事業などを実施してきました。

しかしながら、基金を利用した活動については、県民に必ずしも認知されているとは言えず、啓発・募金活動の工夫と基金による助成事業の新たな展開が必要であることから、22年度は助成事業の見直しに取り組みました。

今後も、ちば環境再生基金を、自然環境の保全・再生などへ活用するため、これまで以上に県民一人ひとりに基金を利用した活動を知ってもらい、さらには県民自身が積極的に「自然環境の保全と再生」や「資源循環型社会の形成」の活動に関わっていく仕組みを、提供していくことが重要です。

図表 5-3-1 「ちば環境再生基金」助成事業の
年度別助成実績 (単位：千円)

事業名 年度	NPO 環境活 動助成 事業	市町村 による 戦略的 自然再 生事業	負の遺 産対策 事業	なのはな エコ プロジ ェクト	環境再 生に係 る普及 啓発等 事業	合計
14	3,504	—	—	215	—	3,719
15	4,423	—	13,179	231	—	17,833
16	2,426	9,186	16,083	421	—	28,116
17	2,209	5,177	10,471	541	—	18,398
18	3,139	6,024	0	580	—	9,743
19	1,656	8,074	0	623	—	10,353
20	1,976	2,566	0	875	—	5,417
21	3,030	2,866	13,781	1,735	4,585	25,997
22	1,909	10,572	15,349	651	2,834	31,315
計	24,272	44,465	68,863	5,872	7,419	150,891

2. 施策の展開

(1) ちば環境再生基金の設置と運営

里山などの自然の荒廃、不法投棄などの負の遺

産の解消、化石燃料の大量消費による地球温暖化、大量廃棄による廃棄物問題などへの対応を図るために、ふるさとの豊かな環境づくりに共に参加する思いを託せる県民総参加による基金を、財団法人千葉県環境財団に設置しています。

また、基金を適正に運営し、基金による事業を公正かつ適切に実施するために、学識経験者、県民代表、地元経済界などで構成する「ちば環境再生推進委員会」を設置しています。

助成事業の見直しに伴い、専門的な検討を行うために推進委員会の中に設置されていた4つの部会を統合して、2つの部会で審査、検討を行っています。

(2) 啓発・募金活動の推進

621万県民が総ぐるみで行う募金活動で基金を造成しています。

募金活動は、企業等への職場募金の呼びかけや、県内各地において環境への関心を高めてもらう広報啓発活動を行いながら実施しています。

22年度における募金額は、441件で、1千1百万円となっており、基金設置からの募金は23年3月31日現在4,871件で、総額11億7千1百万円となっています。なお、募金額及び事業費については、各々30年度末までの累計目標額を30億円としています。(図表 5-3-2)

図表 5-3-2 年度別の募金額 (単位：千円)

年度	件数	金額
13	30	2,992
14	422	521,623
15	466	560,463
16	655	7,643
17	602	7,719
18	582	8,380
19	584	26,738
20	573	11,907
21	516	12,491
22	441	11,244
合計	4,871	1,171,200

(3) 資源循環型社会づくりの推進

ア なのはな(ヒマワリ)エコプロジェクト
資源循環型社会づくりのモデル事業として、

「*なのはなエコプロジェクト」を主唱しています。

このプロジェクトは、休耕田などに植えた菜の花などの資源作物から植物油を採り、食用油として使用した後、その廃食油を原料として石けんを作るなどの資源循環体験活動を通じて、資源循環型社会づくりなどへの理解を深めてもらうことを目的とし、参加団体に助成（1団体 15 万円を上限、5 年間を限度。）を行っています。

22 年度は、菜の花を活用した取組を行なった 4 団体（助成：3 団体）、ヒマワリを活用した取組を行なった 13 団体（助成：8 団体）がそれぞれ参加し、種の収穫、搾油、環境学習活動を行いました。

（４）自然環境の保全と再生の推進

ア 公募による事業助成

県民自らの手で貴重な自然を保全するとともに、「ふるさと千葉の環境」を再生する自発的な活動を支援するため、10 人以上の団体が県内で行う「自然環境の保全、自然環境の再生、体験的環境学習、省資源・リサイクル」の活動に対して公募により助成（事業費の 2 分の 1 以内で、50 万円を上限。）を行っています。22 年度は 7 事業に対して助成しました。

イ 市町村による戦略的自然再生事業への助成

市町村が対象地域の位置付けや保全目標を明確にして、地域の住民等と連携を図りながら計画的に実施する自然環境や田園環境の保全・再生の事業へ助成（事業費の 2 分の 1 以内で、1 事業 1,000 万円限度、複数年可。）を行っています。22 年度は 5 事業に対し助成しました。

（５）負の遺産対策の推進

ア 負の遺産対策への助成

廃棄物の不法投棄などの負の遺産対策については、原因者による撤去を原則としています。

しかし、原因者が特定できない不法投棄や廃棄物処理法の規制以前に処分された廃棄物で、緊急に対策を実施しないと県民の生活環境に影響を及ぼす恐れがあるものを対象に、県及び市町村からの申請を受けて、助成を行っており、22 年度は 2 事業（3 自治体）に対し助成を行いました。

3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
募金総額 (累計)	11 億 8 百万円 (18 年度末までの累計)	11 億 7 千 1 百万円 (22 年度末までの累計)	30 億円 (30 年度末までの累計)
助成事業費 (累計)	8 千万円 (18 年度末までの累計)	1 億 3 千万円 (22 年度末までの累計)	30 億円 (30 年度末までの累計)

《評価》

募金・啓発活動及び各種助成事業を実施しているが、目標達成に向けては、募金・啓発活動方法のさらなる工夫を図る必要がある。

募金・啓発活動や各種助成事業については、これまで着実な展開を図ってきてはいますが、目標金額とは大きな隔たりがあります。今後、千葉県環境財団と連携して、見直しを行った事業内容等の周知に努めつつ、基金の有効活用を図っていきます。

第4節 県域を越えた連携と国際環境協力の促進

1. 現況と課題

今日の環境問題は、その要因や影響が広範囲に及ぶものが多くなっており、県の区域を越えた広域的な連携がこれまで以上に必要になっています。

また、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、地球規模の環境問題に対処するためには、国や地域を越えた国際的な協力が不可欠です。

(1) 県域を越えた連携

本県の経済活動や県民の暮らしは、他の都道府県と様々なかたちで結びついています。

このため、環境問題を考えるにあたって、特に社会的・経済的にも関係の強い首都圏や同じ環境問題を抱える地域などと県域を越えて連携し、広域的に協調した施策を実施していくことが求められます。

特に首都圏では、広域的な自動車公害対策として、千葉県と東京都・神奈川県・埼玉県が連携して粒子状物質の排出基準に適合しないディーゼル自動車の運行規制を15年10月から一斉に施行し、大きな成果を挙げました。

また、夏・冬のライフスタイルの実践など、九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）共同で地球温暖化防止のキャンペーン等を推進しています。

今後も、このような広域的な施策が効果的に展開されるよう連携を強化していくことが必要です。

(2) 国際環境協力

地球環境全体を保全していくためには、国際的な協調のもとで問題の解決に取り組んでいかななくてはなりません。

特に環境問題への十分な対応が困難な開発途上国等に対しては、国による技術的、経済的な支援のみでなく、地方からも、その保有する人材や知識、技術等を活用した支援を行うことが求められています。

千葉県では、環境研究センター等での海外からの研修生の受入や職員の海外派遣、県内NPOと連携した県民主体の環境保全事例の紹介等を通じて、開発途上国の環境保全活動を支援しています。

また、姉妹都市などの海外自治体との国際交流のなかでも、環境分野における交流を進めています。

さらに今後は、地球環境の保全と再生に向けて国際協力・国際交流を推進していくなかで、国や県のみでなく、市町村、関係団体、事業者など広範な主体と協働していくことが重要になっています。

2. 県の施策展開

(1) 県域を越えたネットワークによる取組の推進

ア 九都県市による取組

九都県市では共同して広域的な課題に取り組むことを目的として、年2回程度首脳会議を開催しています。

環境に係る課題に関しては、首脳会議の下に環境問題対策委員会と廃棄物問題検討委員会を設置し、具体的な調査・検討・協議等を行っています。

環境問題対策委員会では、幹事会、大気保全専門部会、水質改善専門部会、緑化政策専門部会及び地球温暖化対策特別部会を設置し、地球温暖化防止キャンペーン（P32「国や他自治体と連携した啓発」参照）、自動車排ガス対策（P121「条例によるディーゼル自動車排出ガス対策」参照）、東京湾の水質改善や緑の保全・再生への取組等を進めてきました。

廃棄物問題検討委員会では、幹事会、減量化・再資源化部会、適正処理部会を設置し、資源循環型社会の構築を目指して、廃棄物の減量化・再資源化及び適正処理に関する取組を進めてきました。

両委員会における22年度の主な取組は図表5-4-1のとおりです。

図表 5-4-1 九都県市による主な取組

主な取組		概要
環境分野における国際協力		JICA が企画する「青年研修事業」と連携し、途上国からの研修生の受け入れを実施。
地球温暖化対策	共同した事業者対策	地球温暖化対策計画書制度について、制度の運用や今後の方向性について検討を行うとともに、温室効果ガス排出量のHPを新たに設置。
	再生可能エネルギーの導入	太陽熱利用機器等の普及拡大を目指し、関連施設の視察、現況調査を行うとともに、太陽熱利用機器のリーフレットを作成。
	エコウエーブ（地球温暖化防止一斉行動）	九都県市発のアピール行動として、地球温暖化防止に向けたリレーイベント、一斉消灯や点灯時間短縮等の率先行動を実施。
ディーゼル車対策		一都三県の条例によるディーゼル車規制を連携協力しながら取り組むとともに、啓発活動や路上・拠点検査等を実施。
流入車対策の推進		荷主に対して環境により良い自動車利用の推進への今協力を呼びかけるためのガイドラインを作成し、配布。
低公害車の普及		低公害車指定制度により、低公害車の指定を行い、ホームページでの情報提供等の普及啓発を実施。
エコドライブの普及		関係機関と連携してエコドライブ実技講習会を開催するとともに、普及啓発コンテンツの作成等に向けた検討を実施。
東京湾水質一斉調査		131 機関・団体が参加し、海域、河川など計 735 地点で、溶存酸素量、COD、水温、塩分、流量を調査。
3R 普及促進事業		「九都県市はマイボトル宣言」キャンペーン、廃テレビサイクルの普及啓発、使い捨てアメニティグッズ削減キャンペーンを実施。
容器包装発生抑制の推進		「容器包装ダイエット宣言」について、交通広告を中心とした広報活動を実施。
産業廃棄物路上一斉調査		産廃スクラム 29 と共同した一斉路上調査の実施。

イ 関東地方知事会議による取組

関東地域及び近隣の 10 都県で構成される関東地方知事会議では、地域が共有する諸問題について、意見交換や調査研究が行われています。

環境問題について、22 年度は地球温暖化対策

などをテーマに意見交換を行い、国に対する地域からの要望を取りまとめました。

(2) 国際的な取組の推進

平成 22 年度は、14 カ国から 51 人の研修生を受け入れ、施設見学や講義等を通じ、本県の大气保全対策、水質保全対策等を紹介しました。

また、JICA 草の根技術協力事業の一環として、ベトナムへ下水道・水環境教育分野の職員を専門家として派遣しました。(図表 5-4-2)

図表 5-4-2 平成 22 年度研修生受入状況等

事業名	事業概要
青年研修事業（都市環境管理コース）	JICA が実施する左記研修として、八都県市が受入機関となり、アフリカ仏語圏の 7 カ国 13 名の研修生を受け入れ、千葉県においては湖沼水質保全対策の講義・施設見学を担当した。
ハノイ市水環境改善・理解促進事業	JICA 草の根技術協力事業の一環として、ベトナム・ハノイ市へ県職員 4 名を派遣し、下水処理施設維持管理、水環境教育に係る現状確認及び指導等を行うとともに、ハノイ下水排水公社から研修員 3 名を受け入れ、研修を実施した。
工業用水使用合理化及び排水処理・再生利用研修	JICA が実施する左記研修の一環として、ガンビア、ヨルダン等からの研修生 6 名を受け入れ、東京湾の汚染の状況と自治体の対応策について講義を実施した。
施設見学受け入れ	(社) 日本百済交流協会から依頼を受け、韓国から 9 名の研修生を環境研究センターにおいて受け入れ、講義および施設見学（大気汚染、ダイオキシンに関するセンター啓発事業の紹介、環境教育、水質保全、地質保全について）を実施。
施設見学受け入れ	タイ工業連盟 (FTI) からの視察要望により、環境研究センターにおいて 20 名の研修生を受け入れ、大気関係測定局中心に大気環境に関する概況説明と施設見学（監視モニター、分析室、分析機器を含む）を実施。

3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
県と県外の自治体等が連携した環境の保全・再生の取組	近隣都県と連携したディーゼル自動車の運行規制や地球温暖化防止の共同キャンペーン等を実施 (18年度)	九都県市で連携し、再生可能エネルギーの導入促進、運行規制の合同検査などの自動車対策や電気自動車など次世代自動車の普及方策の検討等を実施 (22年度)	連携した取組を拡大します (毎年度)
県が受け入れた環境分野での海外からの研修生数	8.6回 89人 (平成14～18年度の間の年平均値)	5回 51人 (22年度)	増加させます (毎年度)

《評価》

目標に向けて順調に進捗していない項目があり、目標の達成には今後の更なる施策の推進が必要である。

今日の環境問題に対処するためには、県域を越えた連携による広域的な施策の展開が必要です。九都県市では、再生可能エネルギーの導入促進について、太陽熱利用機器等の関連施設の視察や現況調査を行うとともに、リーフレットの作成を通じ、太陽熱利用機器の普及拡大を目指しました。

また、合同でディーゼル車対策に係る一斉検査や、エコドライブの普及啓発を実施したほか、電気自動車など次世代自動車の普及方策の検討を行いました。

地球温暖化防止キャンペーンとして、夏・冬のライフスタイルの実践キャンペーンや九都県市エコウェーブ（地球温暖化防止一斉行動）を実施しました。

海外からの研修生の受け入れ数については、基準年度より減少しているため、今後、本県の環境分野での国際貢献を積極的にPRしていくことで、相手国からの研修要望を増加させていきます。